

第 4 1 号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成 1 2 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 号中「2 万 4 , 3 6 0 円」を「3 万 6 , 9 6 0 円」に改め、同条第 2 号中「4 万 5 6 0 円」を「5 万 5 , 5 6 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 万 6 , 8 8 0 円」を「5 万 5 , 9 2 0 円」に改め、同条第 4 号中「7 万 6 8 0 円」を「7 万 5 6 0 円」に改め、同条第 5 号中「8 万 1 , 1 2 0 円」を「8 万 1 , 0 0 0 円」に改め、同条第 6 号中「8 万 7 , 7 2 0 円」を「9 万 2 , 4 0 0 円」に改め、同号イ中「又は第 1 6 号イ」を「、第 1 6 号イ、第 1 7 号イ又は第 1 8 号イ」に改め、同条第 7 号中「9 万 8 , 1 6 0 円」を「1 0 万 5 , 3 6 0 円」に改め、同号イ中「又は第 1 6 号イ」を「、第 1 6 号イ、第 1 7 号イ又は第 1 8 号イ」に改め、同条第 8 号中「1 1 万 3 , 6 4 0 円」を「1 2 万 1 , 5 6 0 円」に改め、同号イ中「又は第 1 6 号イ」を「、第 1 6 号イ、第 1 7 号イ又は第 1 8 号イ」に改め、同条第 9 号中「1 1 万 7 , 7 2 0 円」を「1 3 万 7 , 7 6 0 円」に改め、同号ア中「4 0 0 万円」を「4 2 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 6 号イ」を「、第 1 6 号イ、第 1 7 号イ又は第 1 8 号イ」に改め、同条第 1 0 号中「1 2 万 9 , 8 4 0 円」を「1 5 万 3 , 9 6 0 円」に改め、同号ア中「4 0 0 万円」を「4 2 0 万円」に、「5 0 0 万円」を「5 2 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 6 号イ」を「、第 1 6 号イ、第 1

7号イ又は第18号イ」に改め、同条第11号中「14万6,040円」を「17万160円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に、「700万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第12号中「16万2,240円」を「17万8,200円」に改め、同号ア中「700万円」を「620万円」に、「900万円」を「720万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第13号中「20万2,800円」を「19万4,400円」に改め、同号ア中「900万円」を「720万円」に、「1,200万円」を「900万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第14号中「24万3,360円」を「24万3,000円」に改め、同号ア中「1,200万円」を「900万円」に、「1,500万円」を「1,200万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第15号中「28万3,920円」を「29万9,760円」に改め、同号ア中「1,500万円」を「1,200万円」に、「2,000万円」を「1,500万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第16号中「32万4,480円」を「35万6,400円」に改め、同号ア中「2,000万円」を「1,500万円」に、「2,500万円」を「2,000万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第18号イ」を加え、同条第17号中「36万5,040円」を「52万6,560円」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号の次に次の2号を加える。

(17) 次のいずれかに該当する者 41万3,160円

ア 合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（18） 次のいずれかに該当する者 46万9,800円

ア 合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第12条に次の3項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万3,160円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万3,160円」とあるのは、「3万9,360円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万3,160円」とあるのは、「5万5,560円」と読み替えるものとする。

第14条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「、第5号ロ、第6号ロ、令附則第16条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに令附則第17条第2

項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「若しくは第5号ロ又は第12条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イ」に、「令第39条第1項第1号から第6号まで、令附則第16条第2項又は令附則第17条第2項」を「同項第1号から第18号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定は、令和6年度分からの保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。